

令和3年度

農地等の利用の最適化に関する施策についての

# 意見書



宮津市農業委員会

平素から農業委員会活動につきまして格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、現在も渦中にある新型コロナウイルス感染症に係る一連の対応につきまして、日々御尽力を賜っており、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本市の農業者を取り巻く情勢は、少子高齢化の加速や担い手の不足、農業機械・肥料等資材の高騰、農作物価格の変動、鳥獣被害の拡大のほか、コロナ禍による米価の下落や原油価格の高騰も加わるなど、年々厳しい状況で、離農される方は後を絶たず、残念ながら耕作放棄地も増加しています。

また、近年は地球温暖化に伴う気象災害の多発や人口減少による市場の縮小化、さらには世界的規模での人口増加による今後の食糧難が強く危惧されます。

農業委員会としましても令和2年7月に新制度移行後2期目となる新たな委員会体制となり、本年4月には「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を見直し、その後、農地利用状況調査や拡大地区連絡会議、また、各集落での京力農場プランづくり等を通じた明日の農業に関する話し合い活動等を継続し、本市にあった持続可能な農業・農村の実現に向けて鋭意、取り組んでいるところでございます。

本市の農業は、市民生活の食の源である水稻を中心とした食糧基盤を担う一方で、観光入込客の増加や京都産というブランド力を活かせば、今後の地域経済の活性化に大きな可能性を秘めていると思われれます。また、市域の面積の約8割が森林で住環境と農地が非常に近い距離にあり、農地を維持することが気象災害の緩衝、農村景観の維持など安全・安心・癒し・楽しみといった複次的な効果をもたらすことから、守るべき農地を明確化し、集約・集積化を図りながら農地の流動化を促進し、農業がビジネスとして営み続けられていくことが今後の市政の更なる発展に大きく寄与するものであると考えております。

この意見書では、本市の農政において当委員会が日頃、課題認識している内容を中心に取りまとめています。つきましては、農地等利用最適化推進施策についての意見として、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により提出しますので、令和4年度の各種施策に反映をいただき本市の農業・農村の維持発展につながるよう、格別の御配慮をお願いいたします。

令和3年11月15日

宮津市長 城 崎 雅 文 様

宮津市農業委員会会長 関 野 掲 司

## ◎重点項目

- 1 農業が魅力あるビジネスとして営み続けられるための戦略プランの策定
- 2 有害鳥獣被害をなくすため、対策をより効果的なものとし、早期に被害の撲滅を図る。

### 1 有害鳥獣対策の強化について

- (1) 有害鳥獣による農作物への被害対策の強化(専門家による防護柵の設置設計の支援、ドローン駆除の導入)
- (2) 個体数の削減等の抜本的対策
- (3) 被害防御が困難な猿と危険度の高い熊の対策強化(モンキードックの導入)
- (4) 猟友会の高齢化への対処法として、会員の維持に係る支援
- (5) 有害鳥獣処理施設の処理能力の拡大(冷凍庫の整備等)

### 2 産地づくり対策や農産物の消費拡大について

- (1) 特産品をブランド化するため加工事業者の誘致や観光分野での消費拡大のための段階に応じた継続的な取組支援
- (2) 6次産業化や宮津産の農産物の販路拡大に向けた商品開発・PR強化及び流通体制の確立までの一貫支援
- (3) 生産者と需要家をつなぐ地域商社の確保・設立支援
- (4) 地産地消・地産都消の推進(移動集荷体制の整備、鉄道やバスによる貨客混載事業の実施)
- (5) 有機農業を面的に営まれる地域への支援制度の構築
- (6) 化学肥料の施肥基準や農薬の使用基準を明確にし、環境に負荷をかけない生産活動による農産物の価値を高める取組の実施

### 3 営農継続に向けた担い手対策について

- (1) 多様な担い手が1年でも長く営農が継続できるよう指導・支援の充実(専業農家、兼業農家別)

- (2) 集落営農など営農組織の強化や新たに組織化される団体に対する指導及び柔軟な支援
- (3) 経営診断や経営相談の実施による農業経営の効率化・高収益化
- (4) 若者ファーストで若者が営農しやすいような環境整備
- (5) 新たに農業をはじめたい人材が円滑に農業をはじめられる体制の構築支援(農業を学べる機会の創出、就農者の受入地域の体制整備)
- (6) 農福連携や農業分野への副業人材の導入推進
- (7) 集落営農イノベーション事業(農業法人の誘致)の継続実施
- (8) 農業関係人口の増加につなげる移住定住施策や学校教育と連携した農地の利用促進(週末農家、市民農園、農業体験など)
- (9) 後継者へのバトンタッチによる事業承継支援
- (10) 農村集落や市内農業法人への地域おこし協力隊の派遣
- (11) 高齢農家等から意欲のある農業希望者へ、農地と機械を引継ぐ仕組みづくり
- (12) スマート農業など機械購入への積極的な導入支援
- (13) 生産・流通を中心としたJ A京都との連携を強化するほか、宮津支店生産課機能の再構築要望

#### 4 遊休農地の発生防止・解消に向けた対策について

- (1) 中山間地域等直接支払交付金事業及び多面的機能支払交付金事業の継続実施に係る支援
- (2) 農地の流動化が加速するために、地域での話し合いを踏まえた農地の集約・集積化に向けた農地中間管理事業などの取組の推進
- (3) 災害復旧等関連事業での農業基盤の整備は、改修・改良を基本とし、受益者負担を軽減
- (4) 小規模農地を維持してくための環境整備等に対する支援
- (5) 遊休農地解消作物としてオリーブのほかに、山間地や積雪地に適した作物の選定(栗、柚子、檸檬、山椒、ゆず、れもん、さんしょう、しきみ、さかき 榊など)とその支援

## 5 農地地図のデジタル化について

- (1) 農地台帳システムと京都府統合型地理情報システム(G I S)との連携による業務改善の継続
- (2) 地図システムと連携したタブレットの配備やドローン技術等の導入による現地確認の省力化

※表紙写真▼左上: 7/20 こと京都(株)による九条ねぎ栽培(喜多地区)▼右上: 7/26 栗田地区農地利用状況調査説明会・拡大地区連絡会議(栗田区民センター)▼右下: 10/21 農地パトロール(上石浦地区: みかん栽培の営農状況の確認)▼左下: 8/3 若手農業者の集い 2021 夏(ミップル第1CR)